

パブリックコメント案件概要

案件名: 尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例の改正について

1. 施策の概要

令和6年6月12日付け児童福祉法等の改正により、令和8年度から全ての自治体で、こども誰でも通園制度（以下、法令上の名称である、「乳児等通園支援事業」という。）を本格的に実施することが義務付けられた。
改正後の児童福祉法では、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準について、各自治体が条例で定めることとされており、本市においても、令和8年度から適正に事業を実施するために、条例を改正し、乳児等通園支援事業の基準を定めるもの。

2. 施策策定（見直し）に至った背景・問題点など

0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化が必要となっている。
こうした中、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形で子育て支援を強化する必要があるため、新たに乳児等通園支援事業が創設されたものである。

3. 目指す姿・対応策など

新たに本市における「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（以下、「認可基準」という。）」を定めるものであり、認可基準の制定にあたっては、国の基準を基本としつつ従前からの保育施設等に係る本市の基準などを踏まえ、条例改正案の内容を定めることで、令和8年度から適正に事業を実施する。

4. 施策の対象範囲・期間など

対象: 0歳6か月から満3歳未満の未就園児
期間: 令和8年度から

5. 市民意向調査の概要

市のホームページにおいて意見募集を行った（提出方法はEメール、郵送、ファクス、持参とした）が、特段の意見は寄せられなかった。
また、尼崎市子ども・子育て審議会や関係団体へ制度の概要を説明し、意見聴取や意見交換を行った。

6. 施策の検討経過

(1) 素案検討過程での主な論点

<主な論点>

- こどもが家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会を持つことにより、健やかな成長につながるなど、本事業の目的に沿った適正な事業実施について
- 適正な乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（設備、人員配置、非常災害対策、安全計画の策定、職員の知識及び技能の向上、虐待等の禁止、衛生管理等、事故対応、保護者との連絡等）について

(2) 策定過程で比較検討した複数案の主な項目と反映理由

基本的に国基準通りとしつつ、他都市の検討状況も参考としながら、従前からの保育施設等に係る本市の基準に準拠することを基本に条例改正案の内容を検討した。

7. 今後のスケジュール

パブリックコメント募集期間 令和7年6月2日から6月23日まで(22日間)
パブリックコメント結果公表 令和7年7月
認可基準に係る条例改正 令和7年7月下旬以降

8. 添付資料

市民意見聴取に係る施策の概要（様式1）、政策形成プロセス計画書（様式2）
尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例改正（素案）
乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

9. お問い合わせ先

こども青少年局保育児童部保育企画課 〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁中館3階
電話番号 06-6489-6393 ファクス 06-6489-6373
メールアドレス ama-daredemotsuuen@city.amagasaki.hyogo.jp